

名古屋市生涯学習センター等及び名古屋市立高等学校等における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付

【一般競争入札(持参方式)】

# (別冊) 物件説明書

令和 8 年 2 月 24 日入札実施

(令和 8 年 4 月設置分)

名古屋市教育委員会

この物件説明書と別冊で  
入札案内書があります。

この物件説明書は、「名古屋市生涯学習センター等及び名古屋市立高等学校等における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付」の仕様について記載するものです。入札の手続きについては、必ず「入札案内書」をよくお読みください。

仕様は、「共通仕様書」と、物件ごとの「物件別特記仕様書」に分かれています。「共通仕様書」と、入札参加を希望する物件の「物件別特記仕様書」の両方を、必ずご確認ください。

## 目次

◆ 入札物件一覧表	1~3 ページ
◆ 共通仕様書（清涼飲料水）	4~7 ページ
◆ 共通仕様書（氷菓）	8~9 ページ
◆ 物件別特記仕様書	10~67 ページ
教育-1 (中川生涯学習センター)	10~13 ページ
教育-2 (南生涯学習センター)	14~16 ページ
教育-3 (女性会館)	17~20 ページ
教育-4 (桜台高等学校)	21~25 ページ
教育-5, 6 (北高等学校)	26~29 ページ
教育-7~11 (富田高等学校)	30~36 ページ
教育-12~14 (山田高等学校)	37~42 ページ
教育-15 (名東高等学校)	43~46 ページ
教育-16, 17 (西陵高等学校)	47~55 ページ
教育-18 (名古屋商業高等学校)	56~59 ページ
教育-19~21 (工業高等学校)	60~64 ページ
教育-22 (笛島小中学校第2グラウンド)	65~67 ページ

入札物件一覧表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)	備考
教育- 1	清涼飲料水	中川生涯学習センター	駐車場内 (屋外)	1	400	
教育- 2	清涼飲料水	南生涯学習センター	1階口ビーム内 a	1	900	
教育- 3	清涼飲料水	女性会館	情報棟 1階口ビーム内 (屋内)	1	900	
教育- 4	氷菓	桜台高等学校	3棟 (アーレ棟) 北東側 (屋外)	1	400	
教育- 5	清涼飲料水	北高等学校	管理教室棟 (A棟) 西昇降口東 a (屋外)	1	400	
教育- 6	清涼飲料水	北高等学校	管理教室棟 (A棟) 西昇降口東 c (屋外)	1	400	
教育- 7	清涼飲料水	富田高等学校	A棟中央昇降口横 b (屋外)	1	400	

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低賃付価格 (月額・円)	備考
教育-8	清涼飲料水	富田高等学校	A棟中央昇降口横c (屋外)	1	400	
教育-9	清涼飲料水	富田高等学校	体育館出入口前A (屋外)	1	400	
教育-10	清涼飲料水	富田高等学校	体育館出入口前B (屋外)	1	400	
教育-11	清涼飲料水	富田高等学校	体育館出入口前C (屋外)	1	400	
教育-12	清涼飲料水	山田高等学校	北校舎パン販売所南渡り廊下東 A (屋外)	1	400	
教育-13	清涼飲料水	山田高等学校	北校舎パン販売所南渡り廊下東 B (屋外)	1	400	
教育-14	清涼飲料水	山田高等学校	北校舎パン販売所南C (屋外)	1	400	
教育-15	清涼飲料水	名東高等学校	1階生徒昇降口外面北西 A (屋外)	1	400	

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)	備考
教育-16	清涼飲料水	西陵高等学校	北棟出入口ホール横 D (屋内)	1	900	
教育-17	氷菓	西陵高等学校	北棟出入口ホール横 E (屋内)	1	900	
教育-18	清涼飲料水	名古屋商業高等学校	校舎棟 1階ラウンジ B (屋内)	1	900	
教育-19	清涼飲料水	工業高等学校	北美習棟東側 a (屋外)	1	400	
教育-20	清涼飲料水	工業高等学校	北美習棟東側 b (屋外)	1	400	
教育-21	清涼飲料水	工業高等学校	体育館棟 1階西側出入口前 e (屋外)	1	400	
教育-22	清涼飲料水	笛島小中学校 第 2 グラント南側 B	第 2 グラント南側 B (屋外)	1	400	

## 共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

### 1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600 キログラム以下とする。
- (2) 機種は、消費電力 10 アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。

なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

- (6) 電気料金及び水道料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。ただし、水道料金について、賃貸人との協議により、定額制（月額 330 円。消費税等を含む。）とする場合、水道料金を計測するための子メーターの設置は要しない。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

### 2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

### 3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、

賃借人の責任により維持管理するものとする。

(2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

(3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。電気料金及び水道料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料及び水道支払料を乗じて積算した額とする。なお、水道料金については、賃貸人との協議により、定額制（月額330円。消費税等を含む。）とすることもできる。

(4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

(5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

(6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

(8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

(9) 賃借人は、機種の交換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

(10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

#### 4 その他

(1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

(3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

## 共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

### 1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600 キログラム以下とする。
- (2) 機種は、消費電力 10 アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。

なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

- (6) 電気料金及び水道料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。ただし、水道料金について、賃貸人との協議により、定額制（月額 330 円。消費税等を含む。）とする場合、水道料金を計測するための子メーターの設置は要しない。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (10) 大規模改修等により移設が必要となる場合は協力すること。移設費用や移設により得られない収入については、名古屋市は一切補償しない。

### 2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

### 3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。電気料金及び水道料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料及び水道支払料を乗じて積算した額とする。なお、水道料金については、賃貸人との協議により、定額制（月額330円。消費税等を含む。）とすることもできる。
- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (9) 賃借人は、機種の交換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

### 4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

# 共通仕様書（氷菓）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

## 1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力15アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (4) 新旧 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (5) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。

なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

- (6) 自動販売機の設置にあたっては、アンカー等で固定するなど耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する氷菓の使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、賃借人の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (10) 大規模改修等により移設が必要となる場合は協力すること。移設費用や移設により得られない収入については、名古屋市は一切補償しない。

## 2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売は行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目は、コーンタイプ、ステックタイプ等密閉式の容器とすること。
- (4) 品目の具体的な構成については、賃貸人との協議によること。

## 3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。

- (2) 貸借人は、消耗品の補充及び販売品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。  
また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 光熱費については、貸借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。  
なお、電気料金については、貸借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (4) 貸借人は、回収ボックスの使用済み容器等を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。  
また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (5) 貸借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 貸借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、貸借人の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、貸借人が補償すること。
- (9) 貸借人は、機種の交換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。  
また、貸借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は貸借人が負担すること。

#### 4 その他

- (1) 貸借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 貸借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。  
なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人貸借人協議のうえ定めるものとする。

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育- 1）

施設名称：中川生涯学習センター

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

### 1 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地	設置場所※	設置台数	貸付面積
教育- 1	清涼飲料水	中川区富川町1 丁目2番地の12	駐車場内	1台	1.50 m <sup>2</sup> (幅1.5m× 奥行1.0m)

※詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照ください。

### 2 契約担当課及び施設担当課※

契約担当課 教育委員会生涯学習課 電話 052-950-5045

施設担当課 中川生涯学習センター 電話 052-362-3883

※お問い合わせ先について

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
物件別特記仕様書及び契約に関すること	上記契約担当課
施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課

〈現地案内図〉



### 〈設置箇所詳細図〉



〈設置箇所写真〉

写真① 設置場所（近景）



写真② 設置場所（遠景）



### 3 自動販売機設置台数

1台

### 4 特記仕様

- (1) 販売は缶・ペットボトル製品とする。
- (2) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (3) 自動販売機の設置にかかるすべての工事施工に際しては、既存物等を毀損しないよう注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は保障するものとする。  
また、工事施工中に発生した事故等は、一切賃借人の責任において解決するものとする。
- (4) そのほか工事の詳細については契約担当課及び施設担当課と打合せを行い、その指示に従うこと。  
また、仕様書及び本特記仕様書に明記なき事項であっても、工事施工上当然措置を必要とする事項又は契約担当課及び施設担当課の指示による軽微な変更についてはこれを施工すること。
- (5) 本物件の更新可能年数は1年を限度とする（最大令和10年3月31日まで）

### 5 参考

当該施設の来館者数 年間 53,419名（令和6年度実績）

※なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

### 6 現地確認可能日時

平日の午前9時から午後5時まで。

休館日等ございますので、「2 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当課」まで事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育- 2）

施設名称：南生涯学習センター

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

## 1 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地	設置場所*	設置台数	貸付面積
教育-2	清涼飲料水	南区東又兵卫町 5丁目 1-10	1階ロビー内 b	1台	1.5 m <sup>2</sup> (幅 1.5m × 奥行 1.0m)

※詳細は《設置箇所詳細図》を参照ください。

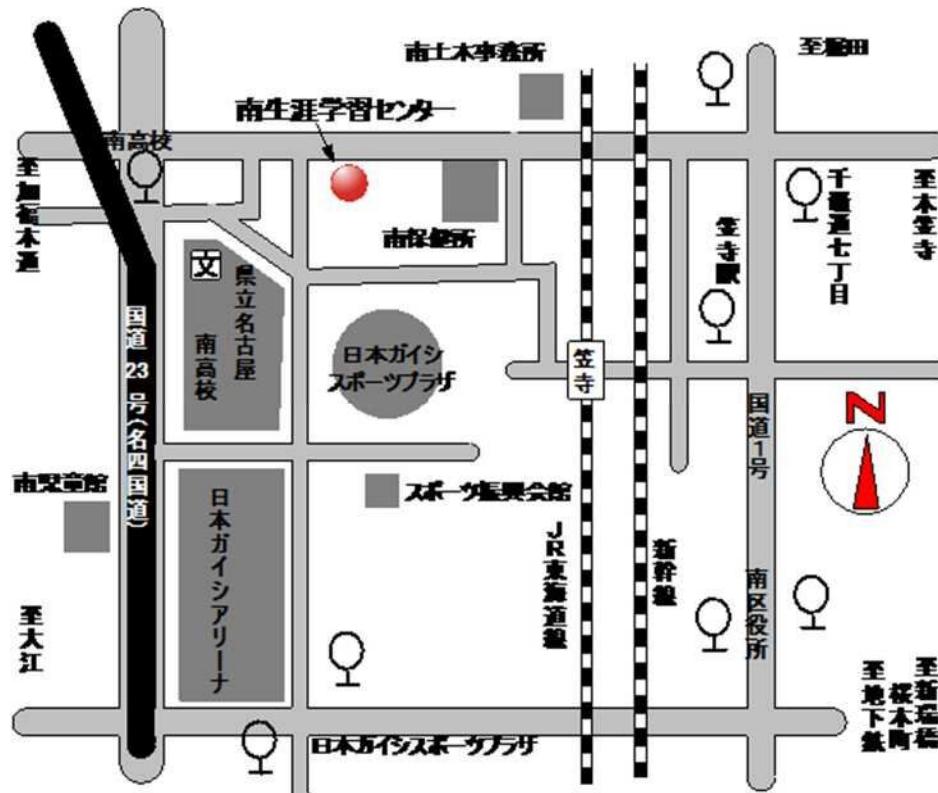
## 2 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会生涯学習課 電話 052-950-5045  
施設担当課 南生涯学習センター 電話 052-613-1310

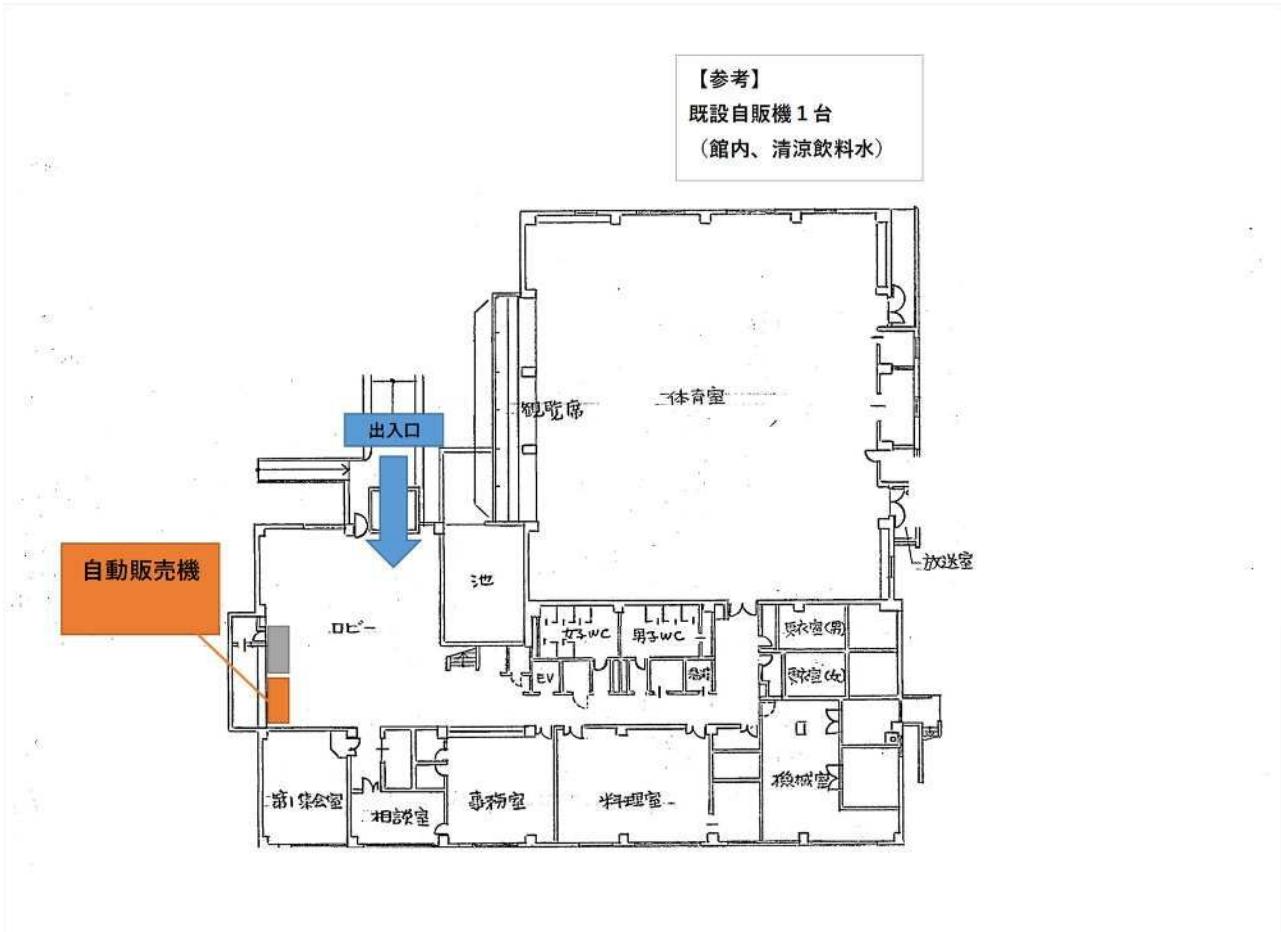
#### ※お問い合わせ先について

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
物件別特記仕様書及び契約に関すること	上記契約担当課
施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課

## 《現地案内図》



## 《設置箇所詳細図》

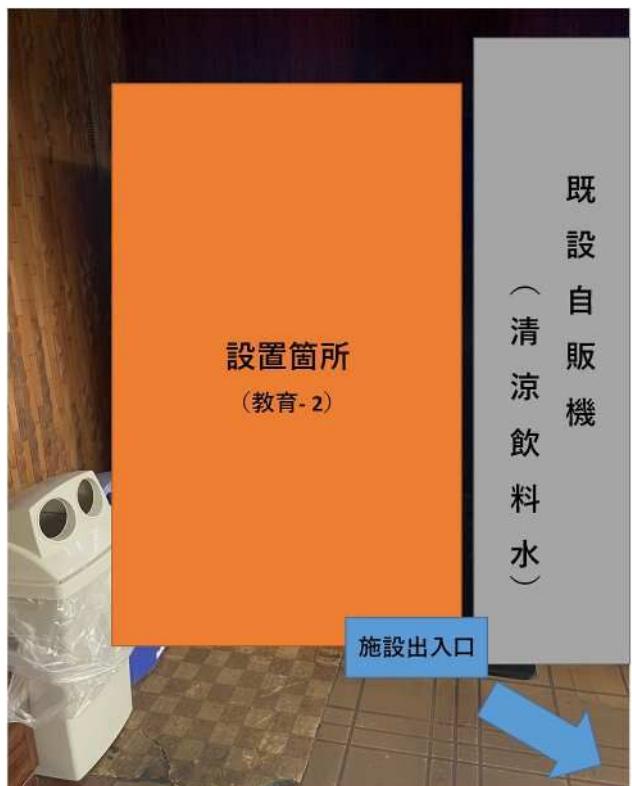


## 《設置箇所写真》

① 遠景



② 近景



### 3 自動販売機設置台数

1台

### 4 特記仕様

- (1) 販売は缶・ペットボトル製品とする。
- (2) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (3) 自動販売機の設置にかかるすべての工事施工に際しては、既存物等を毀損しないよう注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は保障するものとする。  
また、工事施工中に発生した事故等は、一切賃借人の責任において解決するものとする。
- (4) そのほか工事の詳細については契約担当課及び施設担当課と打合せを行い、その指示に従うこと。  
また、仕様書及び本特記仕様書に明記なき事項であっても、工事施工上当然措置を必要とする事項又は契約担当課及び施設担当課の指示による軽微な変更についてはこれを施工すること。
- (5) 本物件の更新可能年数は1年を限度とする（最大令和10年3月31日まで）

### 5 参考

当該施設の来館者数 年間 53,194名（令和6年度実績）

※なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

### 6 現地確認可能日時

平日の午前9時から午後5時まで。

休館日等ございますので、「2 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当課」まで事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育- 3）

施設名称：女性会館

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

### 1 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地	設置場所※	設置台数	貸付面積
教育- 3	清涼飲料水	中区大井町 7 番 25 号	1 階情報棟	1 台	1.50 m <sup>2</sup> (幅 1.5m × 奥行 1.0m)

※詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照ください。

### 2 契約担当課及び施設担当課※

契約担当課 教育委員会生涯学習課 電話 052-950-5045

施設担当課 女性会館 電話 052-331-5288

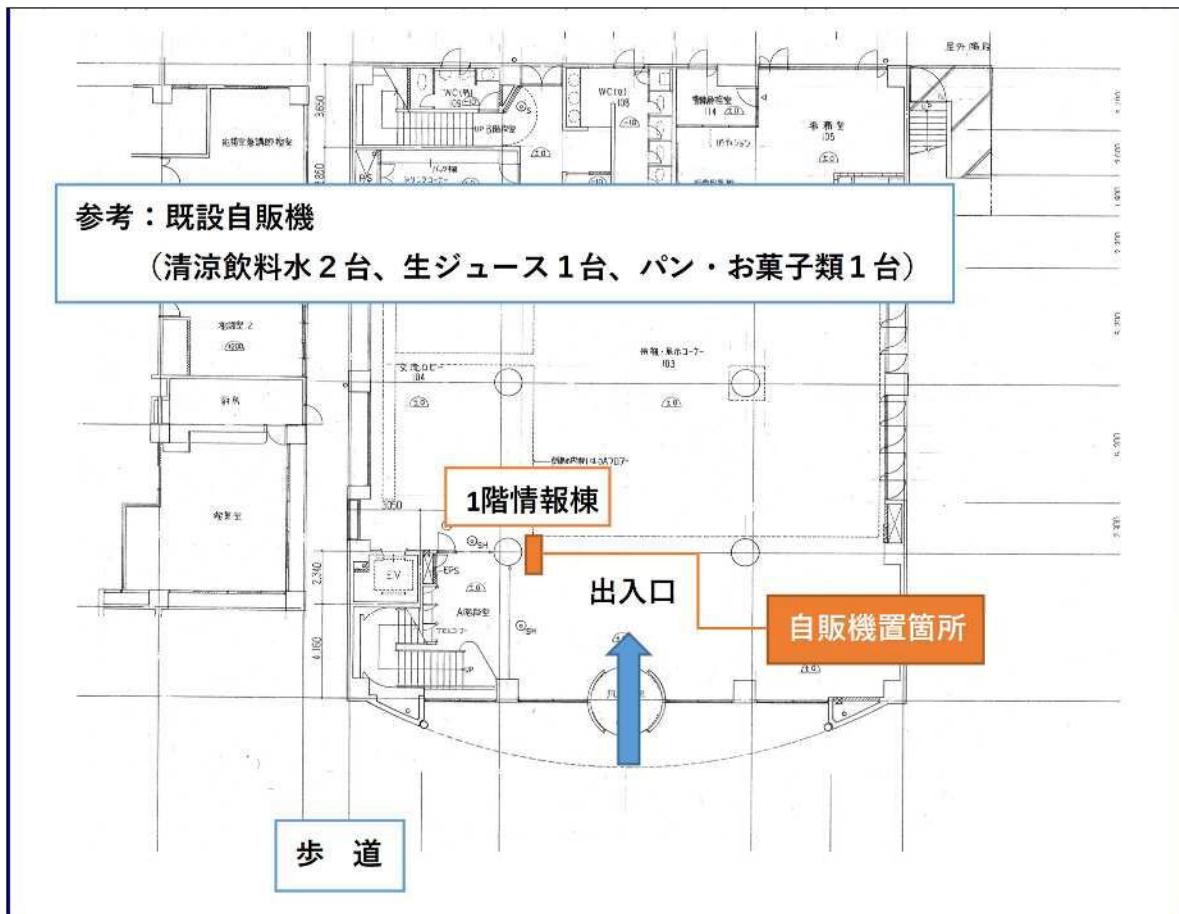
※お問い合わせ先について

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
物件別特記仕様書及び契約に関すること	上記契約担当課
施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課

〈現地案内図〉



### 〈設置箇所詳細図〉



〈設置箇所写真〉

写真① 設置場所（近景）



写真② 設置場所（遠景）



### 3 自動販売機設置台数

1台

### 4 特記仕様

- (1) 販売は缶・ペットボトル製品とする。
- (2) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (3) 自動販売機の設置にかかるすべての工事施工に際しては、既存物等を毀損しないよう注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は保障するものとする。  
また、工事施工中に発生した事故等は、一切賃借人の責任において解決するものとする。
- (4) そのほか工事の詳細については契約担当課及び施設担当課と打合せを行い、その指示に従うこと。  
また、仕様書及び本特記仕様書に明記なき事項であっても、工事施工上当然措置を必要とする事項又は契約担当課及び施設担当課の指示による軽微な変更についてはこれを施工すること。
- (5) 本物件の更新可能年数は1年を限度とする（最大令和10年3月31日まで）

### 5 参考

当該施設の来庁者数 年間 218,969名（令和6年度実績）

※なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

### 6 現地確認可能日時

平日の午前9時から午後5時まで。

休館日等ございますので、「2 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当課」まで事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育-4）

### 施設名称：名古屋市立桜台高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

#### 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-4	氷菓	南区 霞町 21番	(桜台高等学校) 3棟(プール棟) 北東側	1台	0.9m <sup>2</sup> (幅1m×奥行 0.9m)

\* 詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

#### 2. 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222(担当:藤田)

施設担当課 桜台高等学校 電話052-821-0186(担当:事務室 伊藤、生徒会部 杉山)

#### \*お問い合わせ先について

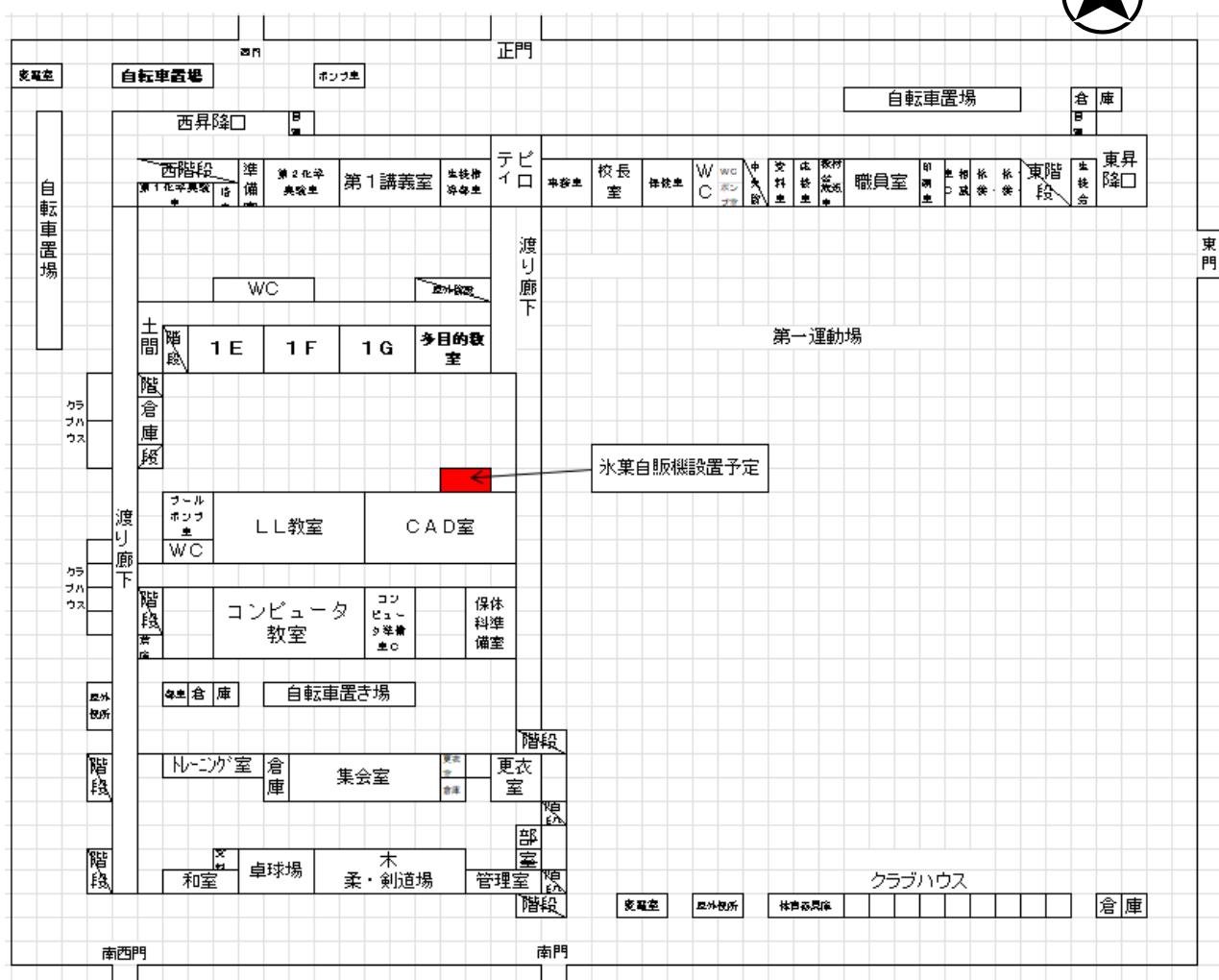
お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

#### <現地案内図>

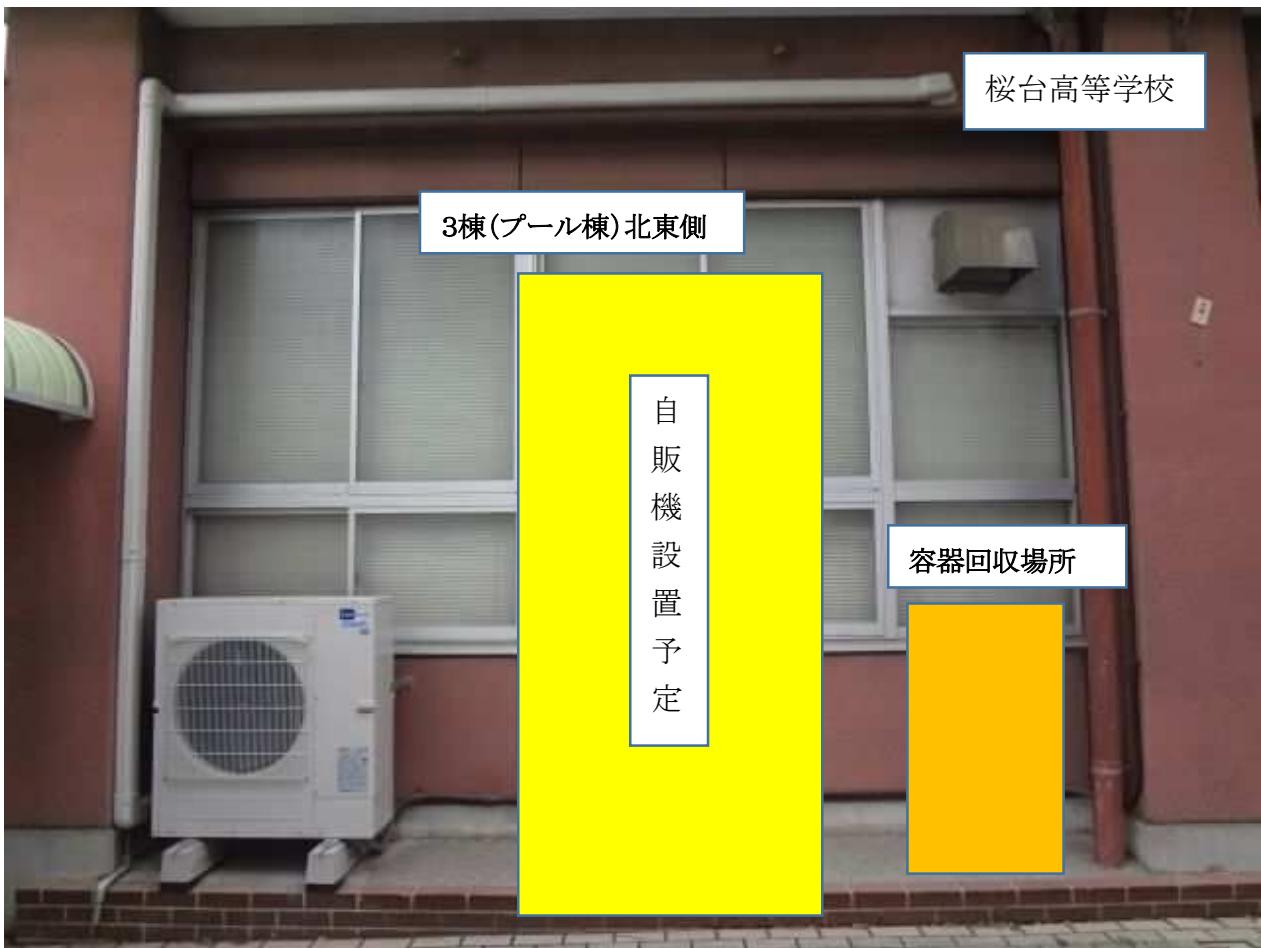


〈設置箇所詳細図〉



〈設置箇所写真〉(全体写真及び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

1台（既存自販機なし）

### 4. 特記仕様

- (1) 設置は賃貸人と協議の上、契約締結日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
- (2) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円安い価格設定とすること。
- (3) 外形寸法は、W 1,000mm × D 900 mm × H 1,900 mm以内とすること。
- (4) 自動販売機の稼働時間は、学校側が指定する稼働時間表に沿ったものとすること。
- (5) 販売品目等については、学校側の意向に沿って要望を聞き入れること。品目の変更についても同様の扱いとする。  
また、商品は環境に配慮した包装であること。
- (6) 回収ボックスは学校側の指定する場所に設置すること。
- (7) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて設置者の負担とする。
- (8) 設置に必要な電気工事を、電気関係法令に従い、下記に定める施工内容に基づき賃借人が施工すること。なお、貸付期間満了後は、賃貸人が認める場合を除き、原状回復のう

え賃借人が撤去するものとし、賃貸人に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、新規の自動販売機の設置であり、付近には専用電気設備がないため電気配線及び専用コンセント口設置等の工事が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき賃借人の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、賃貸人が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、賃貸人に対し有益費等の請求はできない。また、既存の電気設備の不備等があってもその補修や費用負担を賃貸人に求めるることはできない。

#### ＜施工内容＞

- ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること。
- イ 単独引込もしくは既設分電盤より電源を取り、自動販売機の直近に漏電遮断器、一口コンセント（単層100V15Aアース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を設置すること。また、電力量計は7年に1回検定を受けること。
- ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。
- エ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被覆すること。
- オ 屋外配線を行う場合は、金属製の電線管により直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。
- カ ブレーカー、コンセント、電力量計には、防雨対策を講じて設置すること。
- キ 屋外配管等は塗装すること。
- ク 工事完了時に電気保安委託法人の検査を受けること。
- ケ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- コ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。
- サ 工事中に発生した事故等は、一切賃借人の責任において解決するものとする。
- シ 廃材等は、全て賃借人の責任において処分するものとする。
- ス 関係法令を遵守のうえ施工すること。
- セ 工事の施工にあたっては、作業日程等事前に賃貸人の施設担当者と打ち合わせを行い、学校運営に支障のないよう実施すること。高校生が利用する施設であるため、必要であれば、柵などで囲う、注意喚起の案内板を設置するなど、安全確保に努め、事故防止対策を徹底すること。
- ソ その他工事の詳細については、賃貸人の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また、明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は賃貸人の施設担当者の指示による些細な変更等については、これを施工すること。

## 5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 80名(令和7年5月現在)
- (2) 当該施設の学生数 1,073名(令和7年5月現在)  
(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働

率などを保証するものではありません。)

## 6. 現地確認可能日時

平日 9 時～15 時 (大型車での来校はご遠慮下さい。来校時には事務室に来校目的等お伝えください。)

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育-5、教育-6）

### 施設名称：名古屋市立北高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

### 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-5	清涼 飲料水	北区 如来町 50番地	(北高等学校) 管理教室棟(A棟) 西昇降口東a	1台	1.08m <sup>2</sup> (幅1.2m×奥行 0.9m)
教育-6	清涼 飲料水	北区 如来町 50番地	(北高等学校) 管理教室棟(A棟) 西昇降口東c	1台	1.08m <sup>2</sup> (幅1.2m×奥行 0.9m)

\*詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

### 2. 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222 (担当:藤田)

施設担当課 北高等学校 電話052- 901-0338 (担当:朝日)

### \*お問い合わせ先について

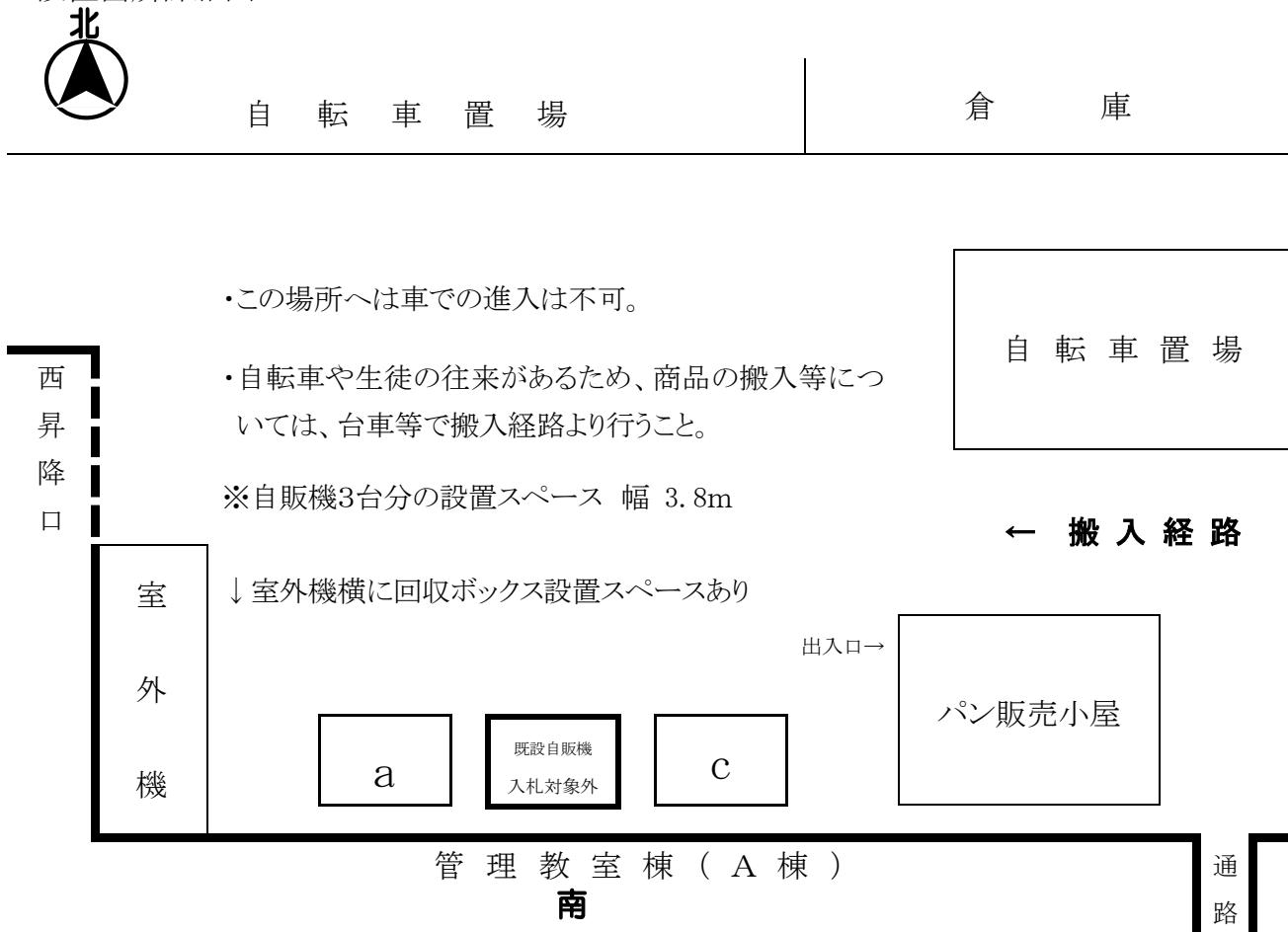
お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の 状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

### 〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉



〈設置箇所写真〉 (全体写真及び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

2台（既存自動販売機から交代設置2台）

### 4. 特記仕様

- (1) この物件については、2台のうち1事業者1台までしか入札できない。
  - (2) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。
  - (3) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円安い価格設定とすること。
  - (4) 販売は、缶・ペットボトル製品のみに限定し、紙パック・ビンの販売は禁止すること。
  - (5) 外形寸法は、W 1,200 mm × D 900 mm × H 1,950 mm以内とすること。
  - (6) 自動販売機の稼働時間は、学校側が指定する稼働時間表に沿ったものとすること。
  - (7) 販売品目等については、学校側の意向に沿って要望を聞き入れること。
- また、品目の変更についても同様の扱いとする。
- (8) 回収ボックスは学校側の指定する場所に設置すること。
  - (9) 災害発生時の応援として、賃貸人が飲料の供給を必要と判断したときは、賃貸人が設置する災害対策本部の指示に基づき、賃借人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被災者に対して無償で提供すること。また、賃借人は賃貸人と協議のうえで必要に応じた数を随時無償で追加提供すること。ただし、追加数の上限は、3,000本とする。
  - (10) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が営業開始日より可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等について

ては、すべて設置者の負担とする。

## 5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 53名(令和7年5月現在)
- (2) 当該施設の学生数 827名(令和7年5月現在)
- (3) 令和7年度及び過去3年間の契約金額

- 教育-5

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和7年度	37,800円	• 市価より20円以上安価 • 缶・ペットボトル製品のみ
令和6年度	37,800円	
令和5年度	37,800円	
令和4年度	37,800円	

- 教育-6

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和7年度	24,090円	• 市価より20円以上安価 • 缶・ペットボトル製品のみ
令和6年度	24,090円	
令和5年度	24,090円	
令和4年度	24,090円	

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

## 6. 現地確認可能日時

平日 9時～11時（大型車での来校はご遠慮下さい。来校時には事務室に来校目的等お伝えください。）

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育-7、教育-8、教育-9、教育-10、教育-11）

### 施設名称：名古屋市立富田高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

#### 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所 *	設置台数	設置可能範囲
教育-7	清涼飲料水	中川区 富田町榎津 字上鶴垂111	(富田高等学校) A棟 中央昇降口横b	1台	1.25m <sup>2</sup> (幅1.25m×奥行1m)
教育-8	清涼飲料水	中川区 富田町榎津 字上鶴垂111	(富田高等学校) A棟 中央昇降口横c	1台	1.00m <sup>2</sup> (幅1m×奥行1m)
教育-9	清涼飲料水	中川区 富田町榎津 字上鶴垂111	(富田高等学校) 体育館 出入口前A	1台	1.25m <sup>2</sup> (幅1.25m×奥行1m)
教育-10	清涼飲料水	中川区 富田町榎津 字上鶴垂111	(富田高等学校) 体育館 出入口前B	1台	1.25m <sup>2</sup> (幅1.25m×奥行1m)
教育-11	清涼飲料水	中川区 富田町榎津 字上鶴垂111	(富田高等学校) 体育館 出入口前C	1台	1.00m <sup>2</sup> (幅1m×奥行1m)

\* 詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照ください。

#### 2. 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222(担当:藤田)

施設担当課 富田高等学校 電話052-301-1975(担当:谷)

#### \*お問い合わせ先について

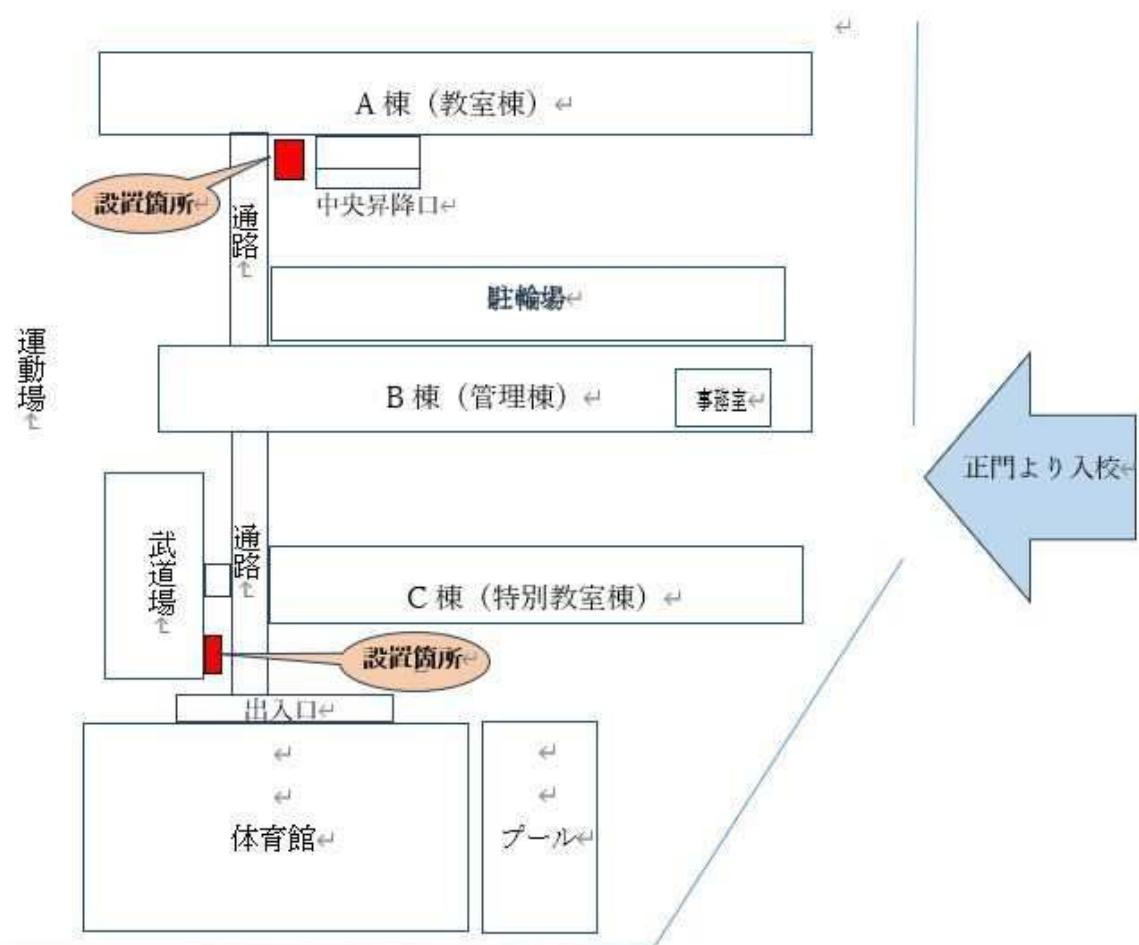
お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

〈現地案内図〉

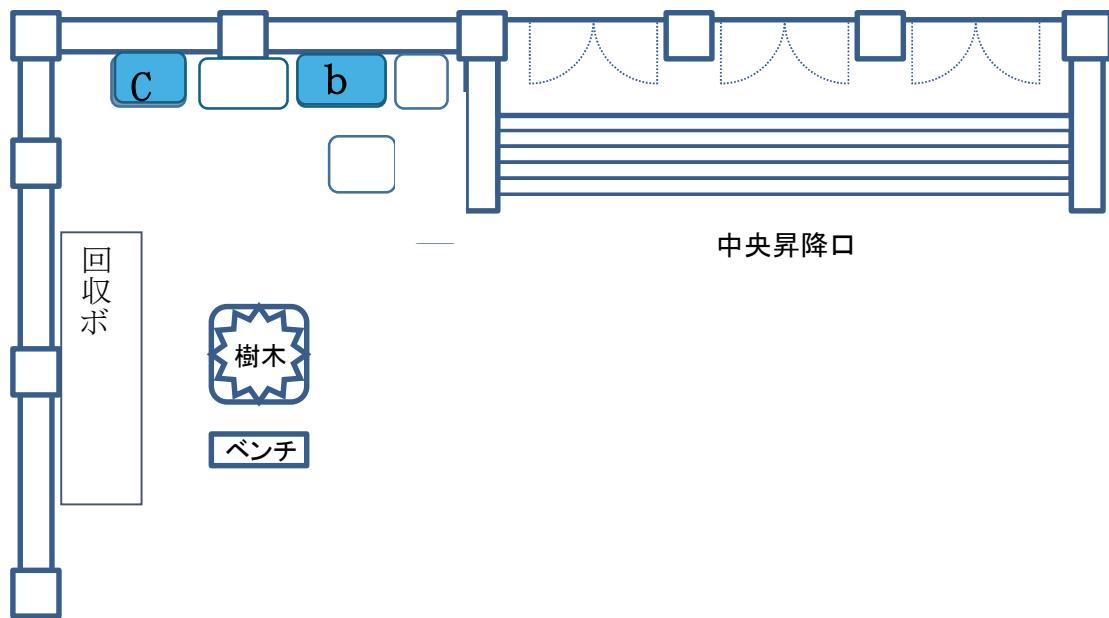


〈校舎配置図〉

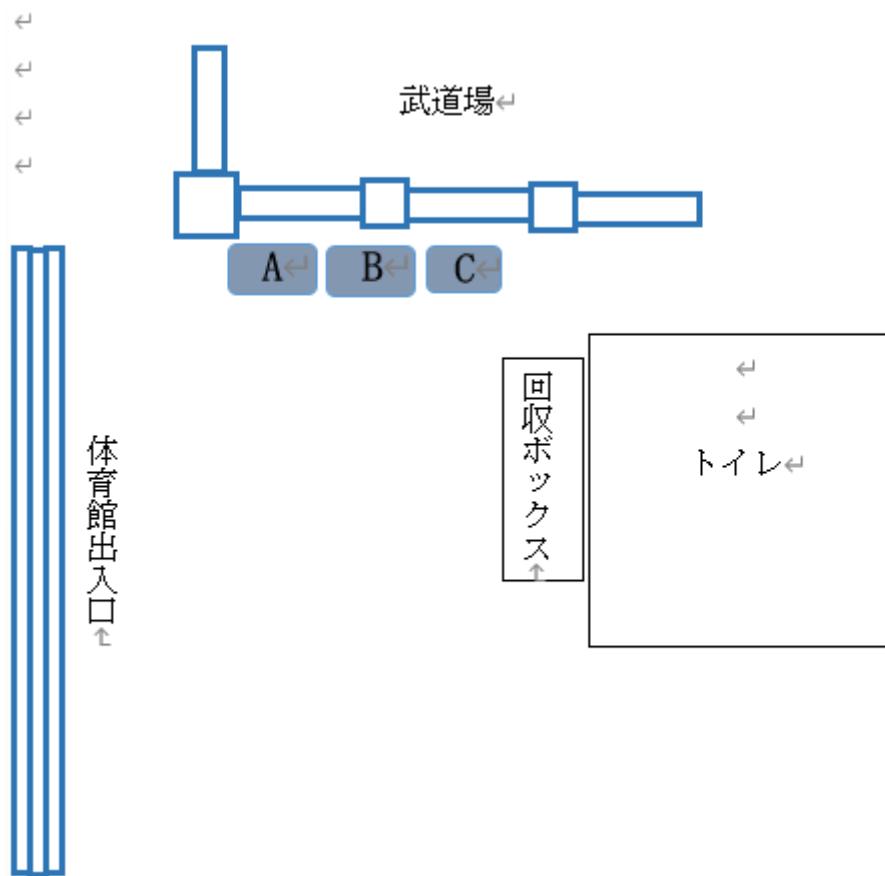


〈設置箇所詳細図〉

○A棟(教室棟)中央昇降口横



○体育館出入口前



<設置箇所写真>(全体写真及び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

5台（既存自動販売機から交代設置 2台、新規設置 3台）

ただし、新規設置の3台（体育館出入口前A・B・C）については、令和7年度のリニューアル改修工事に伴う仮設移転場所としていたが、常設の設置場所として新設するものである。

### 4. 特記仕様

- (1) この物件については、5台のうち最大3台まで希望する台数をそれぞれ入札できる。
  - (2) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となつた場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。
  - (3) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円安い価格設定とすること。
  - (4) 販売は、ペットボトル、缶、紙パック製品のみに限定し、瓶の販売は禁止すること。
  - (5) 外形寸法は、A棟中央昇降口横c及び体育館出入口前CはW1,000mm×D1,000mm×H1,900mm以内、A棟中央昇降口横b、体育館出入口前A及びBはW1,250mm×D1,000mm×H1,900mm以内とすること。
  - (6) 自動販売機の稼働時間は、学校側の意向（稼働時間表）に沿って要望を聞き入れること。
  - (7) 販売品目等については、学校側の意向に沿って要望を聞き入れること。
- また、品目の変更についても同様の扱いとする。
- (8) 回収ボックスは学校側の指定する場所に設置すること。
  - (9) 災害発生時の応援として、賃貸人が飲料の供給を必要と判断したときは、賃貸人が設置する災害対策本部の指示に基づき、賃借人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被災者に対して無償で提供すること。また、賃借人は賃貸人と協議のうえで必要に応じた数を随時無償で追加提供すること。ただし、追加数の上限は、3,000本とする。
  - (10) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて設置者の負担とする。

### 5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 81名（令和7年5月現在）
- (2) 当該施設の学生数 828名（令和7年5月現在）
- (3) 令和7年度及び過去3年間の自動販売機の契約金額等  
・教育-7 A棟中央昇降口横b

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和7年度	70,700円	・市価より20円以上安価 ・ペットボトル、缶及び紙パック製品のみ
令和6年度	70,700円	
令和5年度	79,920円	
令和4年度	79,920円	

・教育-8 A棟中央昇降口横 c

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和 7 年度	—	—
令和 6 年度	29,700 円	・市価より 20 円以上安価
令和 5 年度	29,700 円	・ペットボトル製品のみ
令和 4 年度	29,700 円	

※令和 7 年度は契約なし

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

## 6. 現地確認可能日時

平日 9 時～11 時 (大型車での来校はご遠慮ください。来校に際しては事務室に事前連絡の上、来校時には事務室に来校目的等をお伝えください。)

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育-12、教育-13、教育-14）

### 施設名称：名古屋市立山田高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

### 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-12	清涼 飲料水	西区 二方町 19番地の1	(山田高等学校) 北校舎パン販売所南 渡り廊下東A	1台	0.96m <sup>2</sup> (幅1.2m×奥行0.8m)
教育-13	清涼 飲料水	西区 二方町 19番地の1	(山田高等学校) 北校舎パン販売所南 渡り廊下東B	1台	0.96m <sup>2</sup> (幅1.2m×奥行0.8m)
教育-14	清涼 飲料水	西区 二方町 19番地の1	(山田高等学校) 北校舎 パン販売所南C	1台	0.96m <sup>2</sup> (幅1.2m×奥行0.8m)

\*詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照下さい。

### 2. 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222(担当:藤田)

施設担当課 名古屋市立山田高等学校 電話052-501-7800(担当:西部)

### \*お問い合わせ先について

お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

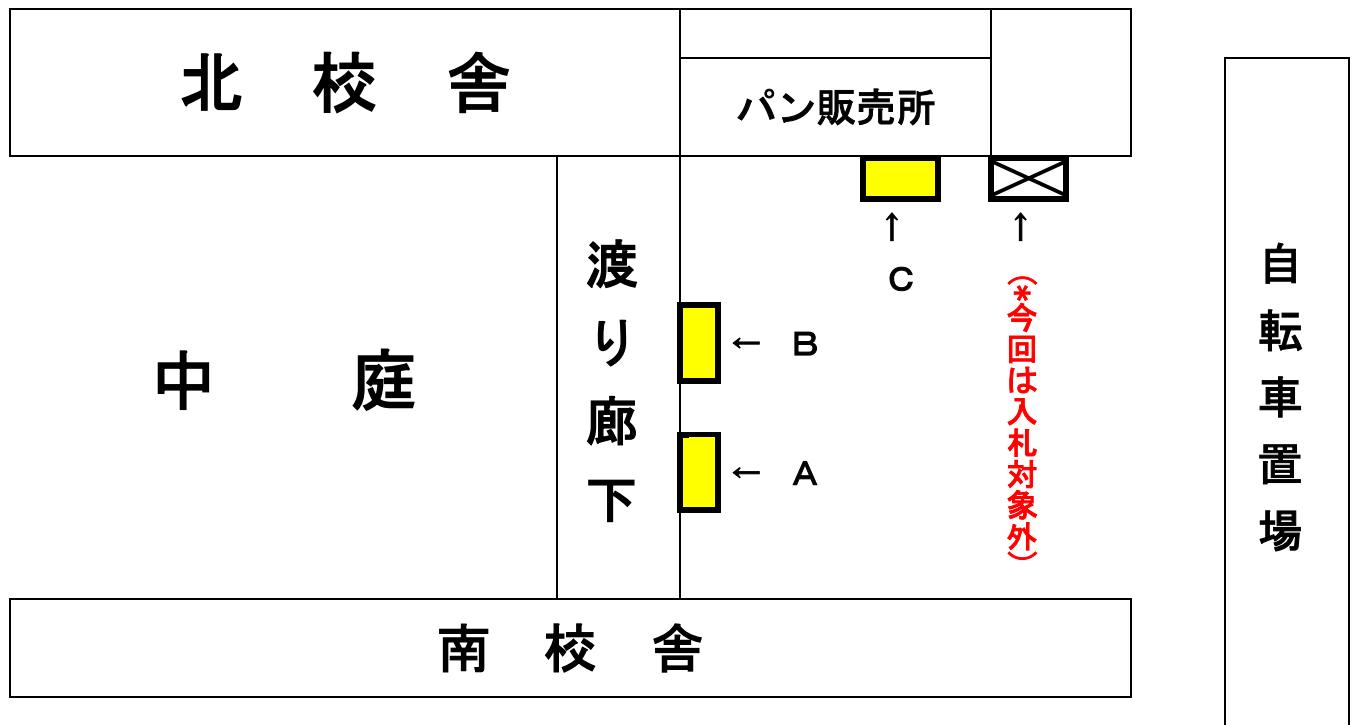
お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

〈現地案内図〉



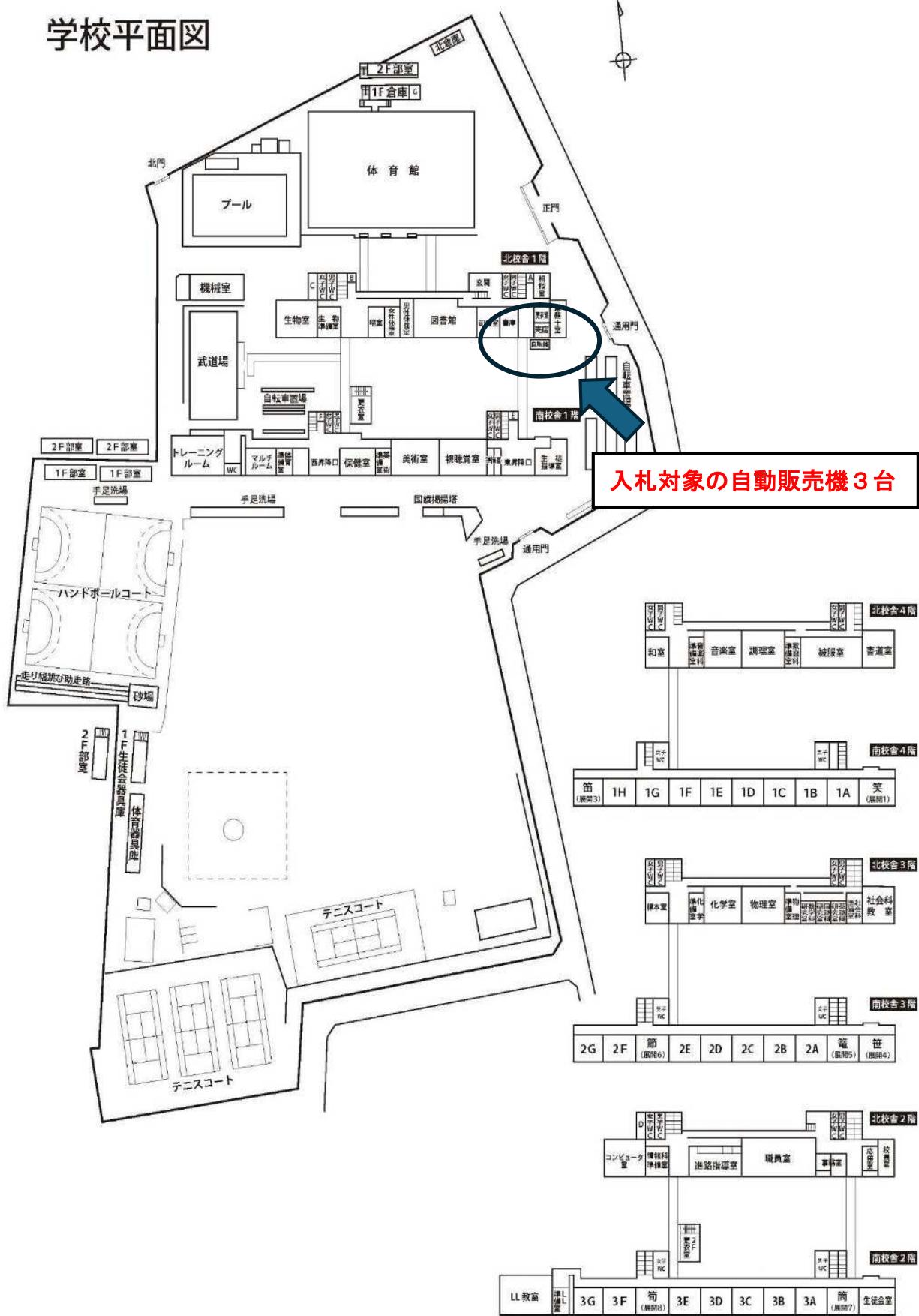
〈設置箇所詳細図〉

北校舎パン販売所南渡り廊下東A・B      北校舎パン販売所南C



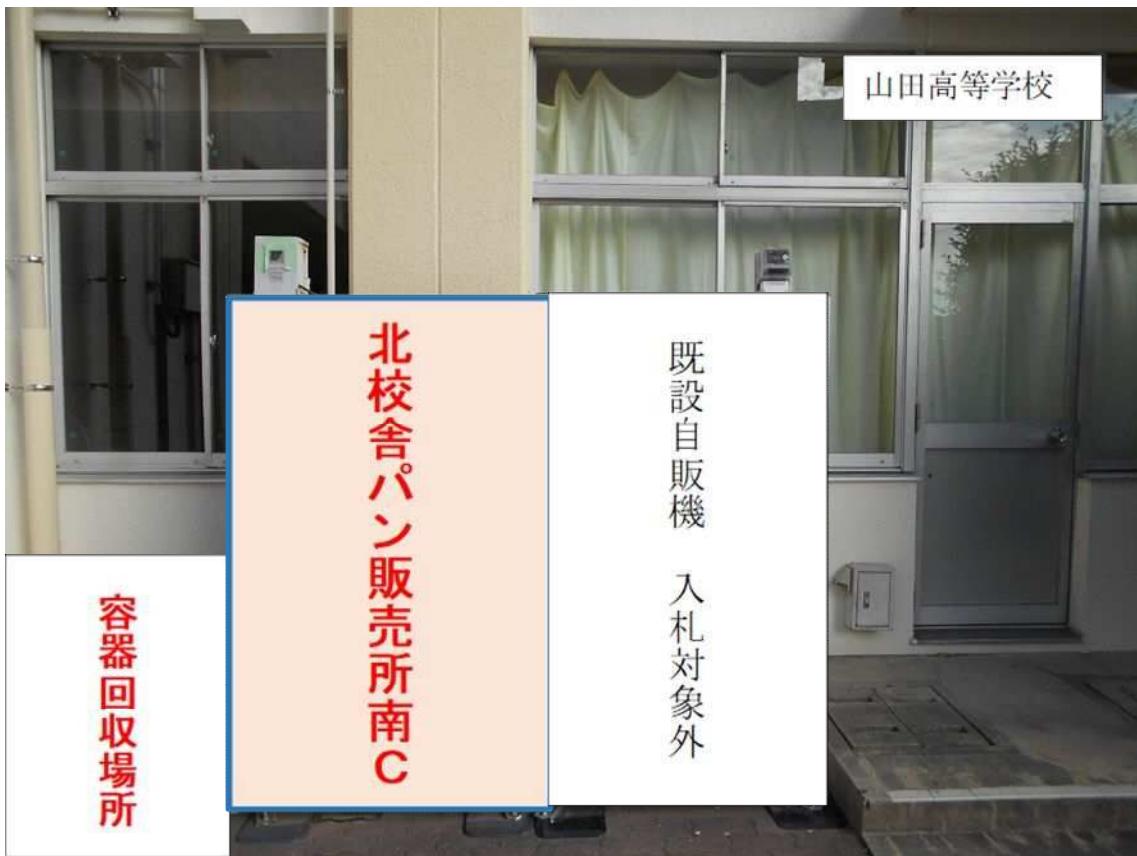
今回入札対象となる北校舎パン販売所南渡り廊下東A・Bと北校舎パン販売所南Cは、これまで自動販売機が設置されていた場所で、コンセントの挿入口はあります。

## 学校平面図



<設置箇所写真> (全体写真及び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

3台（既存自動販売機から交代設置 3台< A、B、C >）

### 4. 特記仕様

- (1) この物件については、3台のうち最大3台まで希望する台数をそれぞれ入札できる。
  - (2) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。
  - (3) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円安い価格設定とすること。
  - (4) 販売は、ペットボトル製品のみに限定し、缶・瓶の販売は禁止すること。
  - (5) 外形寸法は、W1,200mm×D800mm×H1,900mm以内とすること。
  - (6) 自動販売機の稼働時間は、学校側が指定する稼働時間表に沿ったものとすること。
  - (7) 販売品目等については、学校側の意向に沿って要望を聞き入れること。
- また、品目の変更についても同様の扱いとする。
- (8) 回収ボックスは学校側の指定する場所に設置すること。
  - (9) 災害発生時の応援として、賃貸人が飲料の供給を必要と判断したときは、賃貸人が設置する災害対策本部の指示に基づき、賃借人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被災者に対して無償で提供すること。また、賃借人は賃貸人と協議のうえで必要に応じた数を随時無償で追加提供すること。ただし、追加数の上限は、3,000本とする。
  - (10) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が営業開始日より可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等について

ては、すべて設置者の負担とする。

## 5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 89名(令和7年5月現在)
- (2) 当該施設の学生数 889名(令和7年5月現在)
- (3) 令和7年度及び過去3年間の契約金額

- 教育-12

年度	契約金額(月額・円)	特記仕様
令和7年度	23,650	• 市価より20円以上安価
令和6年度	23,650	
令和5年度	23,650	
令和4年度	23,650	

- 教育-13

年度	契約金額(月額・円)	特記仕様
令和7年度	10,450	• 市価より20円以上安価
令和6年度	10,450	
令和5年度	10,450	
令和4年度	10,450	

- 教育-14

年度	契約金額(月額・円)	特記仕様
令和7年度	6,325	• 市価より20円以上安価
令和6年度	6,325	
令和5年度	6,325	
令和4年度	6,325	

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

## 6. 現地確認可能日時

現地確認をご希望される場合には、前日までに山田高校事務室(施設担当 西部：052-501-7800)にご連絡いただきますようお願ひいたします。

### (注意事項)

1. 現地確認は平日9時～16時の間でお願いいたします。
2. 大型車での来校はご遠慮下さい。
3. 来校時には本校事務室にお越しください。

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育-15）

### 施設名称：名古屋市立名東高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

### 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-15	清涼 飲料水	名東区 大針1丁目 351番地	(名東高等学校) 1階生徒昇降口 外面北西A	1台	1.05m <sup>2</sup> (幅1.4m×奥行0.75m)

\* 詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照下さい。

### 2. 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222(担当:藤田)

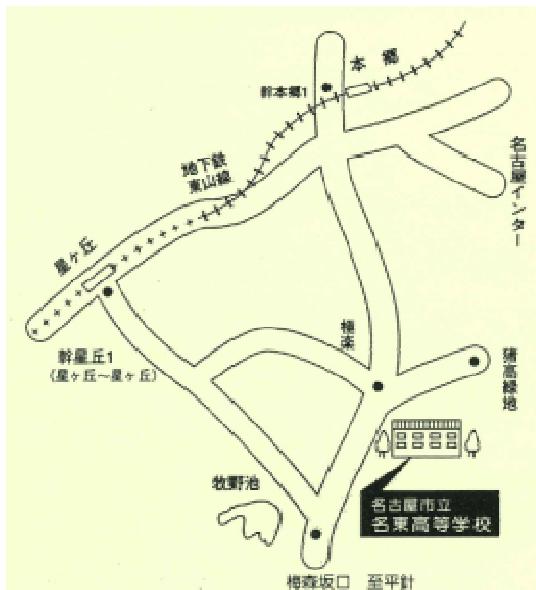
施設担当課 名東高等学校 電話052-703-3313 (担当:山口)

### \*お問い合わせ先について

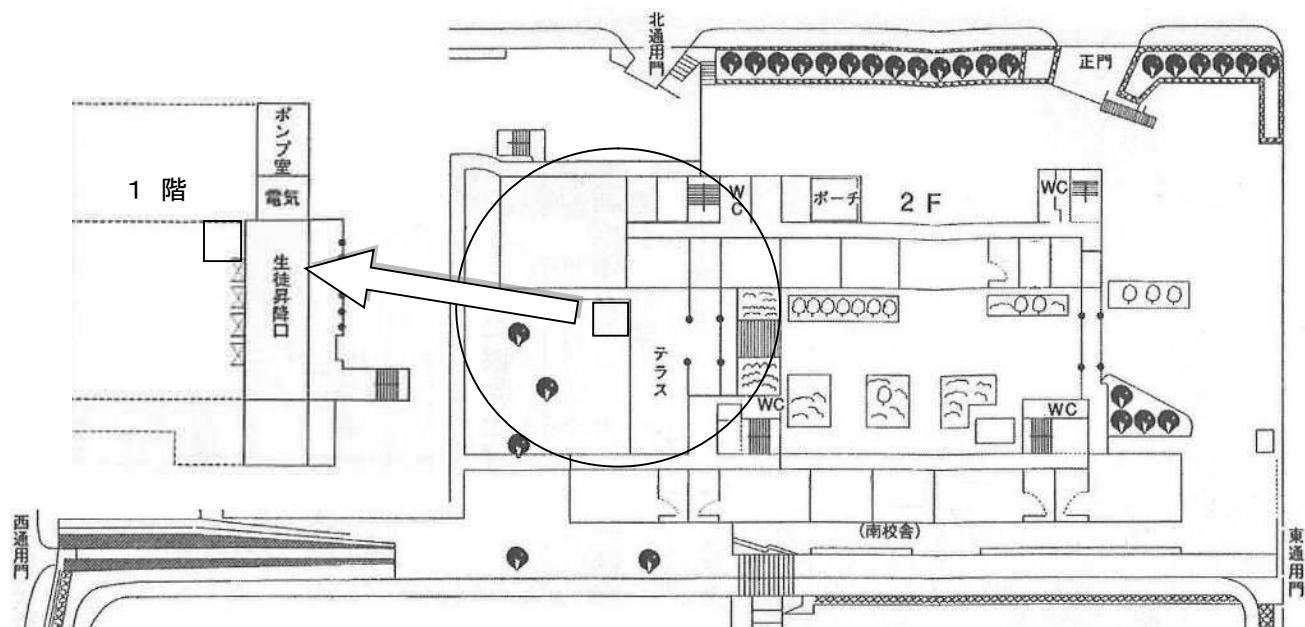
お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉



〈設置箇所写真〉(全体写真及び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

1台（既存自動販売機から交代設置 1台）

### 4. 特記仕様

- (1) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。
- (2) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円以上安い価格設定とすること。
- (3) 販売は、缶・ペットボトル製品のみに限定し、ビンの販売は禁止すること。
- (4) 外形寸法は、W 1,400mm×D 750mm×H 1,900mm以内とすること。
- (5) 自動販売機の稼働時間は、学校側が指定する稼働時間表に沿ったものとすること。

設置場所	稼働時間
1階生徒昇降口 外面北西	0:00～24:00(24時間)

※学校の都合により上記稼働時間を変更する場合、変更希望日の2週間前までに学校から連絡する。

- (6) 販売品目等については、学校側の意向に沿って要望を聞き入れること。  
また、品目の変更についても同様の扱いとする。
- (7) 回収ボックスは学校側の指定する場所に設置すること。
- (8) 災害発生時の応援として、賃貸人が飲料の供給を必要と判断したときは、賃貸人が設

置する災害対策本部の指示に基づき、賃借人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被災者に対して無償で提供すること。また、賃借人は賃貸人と協議のうえで必要に応じた数を随時無償で追加提供すること。ただし、追加数の上限は、3,000 本とする。

(9) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が営業開始日より可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて設置者の負担とする。

## 5. 参考

(1) 当該施設の職員数 99 名(令和 7 年 5 月現在)

(2) 当該施設の学生数 1,070 名(令和 7 年 5 月現在)

(3) 令和 7 年度及び過去 3 年間の契約金額

・教育- 15

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和 7 年度	38,100 円	・市価より 20 円以上安価 ・缶・ペットボトルのみ
令和 6 年度	38,100 円	
令和 5 年度	22,900 円	
令和 4 年度	22,900 円	

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

## 6. 現地確認可能日時

平日 9 時～11 時（大型車での来校はご遠慮下さい。来校時には事務室に来校目的等お伝えください。）

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育 - 16）

### 施設名称：名古屋市立西陵高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

### 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-16	清涼 飲料水	西区児玉二丁 目20番65号	(名古屋市立西 陵高等学校 校)北棟出入 口ホール横D	1台	0.88m <sup>2</sup> (幅1.1 m×奥行 0.8m)

\* 詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

### 2. 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222(担当:藤田)

施設担当課 西陵高等学校 電話052-521-5551(担当:事務室 澤田、生徒会部 船戸)

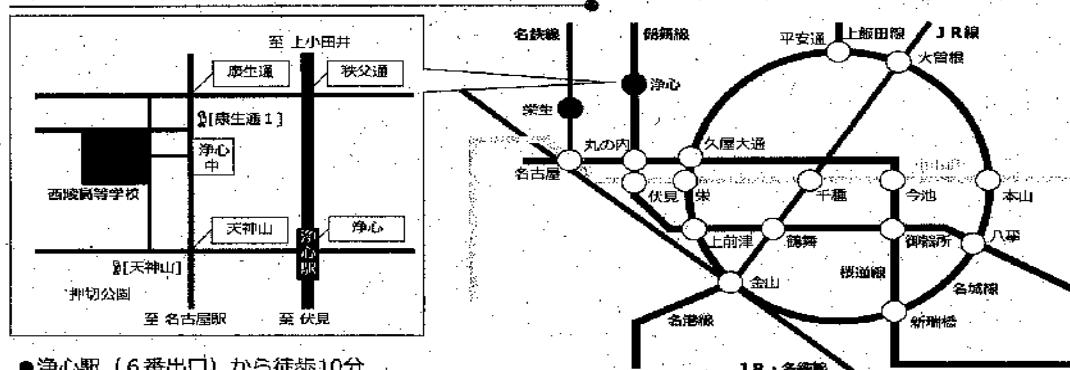
#### \*お問い合わせ先について

お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

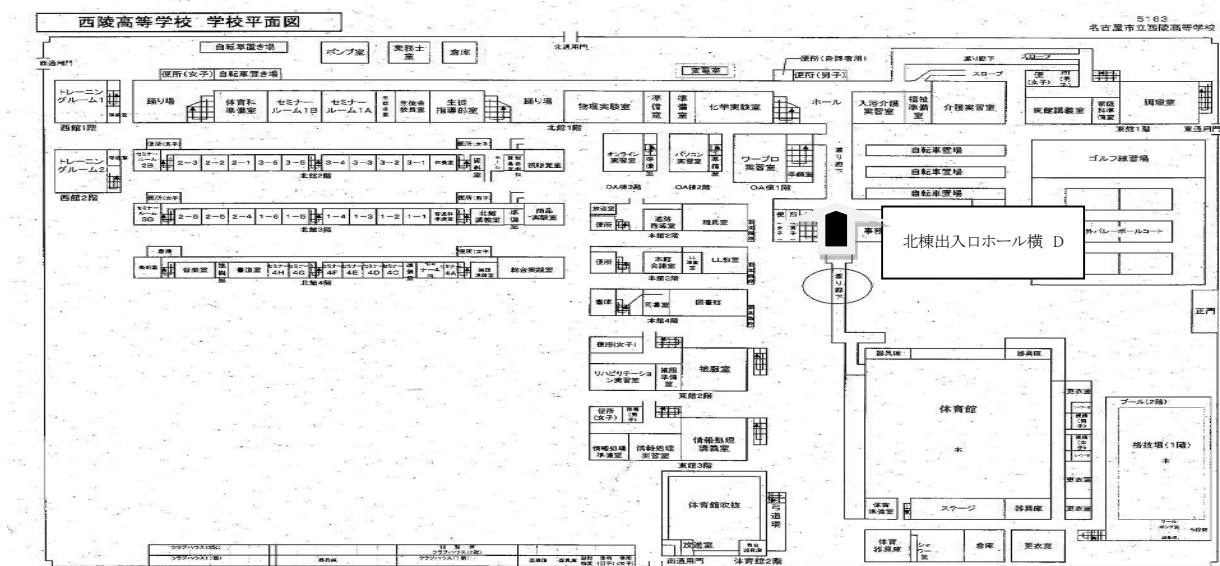
お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の 状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

<現地案内図>

### 本校へのアクセス



〈設置箇所詳細図〉



〈設置箇所写真〉(全体写真及び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

1台（既存自動販売機から交代設置 1台）

### 4. 特記仕様

- (1) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求める事はできない。
- (2) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円安い価格設定とすること。
- (3) 販売は、ペットボトル及び缶製品のみに限定し、紙パック及びビンの販売は禁止すること。
- (4) 外形寸法は、W1,200mm×D800mm×H1,900mm以内とすること。
- (5) 自動販売機の稼働時間は、学校側が指定する稼働時間表に沿ったものとすること。
- (6) 販売品目等については、学校側の意向に沿って要望を聞き入れること。  
また、品目の変更についても同様の扱いとする。
- (7) 回収ボックスは学校側の指定する場所に設置すること。
- (8) 災害発生時の応援として、賃貸人が飲料の供給を必要と判断したときは、賃貸人が設置する災害対策本部の指示に基づき、賃借人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被災者に対して無償で提供すること。また、賃借人は賃貸人と協議のうえで必要に応じた数を随時無償で追加提供すること。ただし、追加数の上限は、3,000本とする。

(9) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が営業開始日より可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて設置者の負担とする。

## 5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 94名(令和7年5月現在)
- (2) 当該施設の学生数 702名(令和7年5月現在)
- (3) 令和7年度及び過去3年間の契約金額
  - ・教育- 16

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和7年度	22,100	・市価より20円以上安価 ・ペットボトル及び缶製品のみ
令和6年度	22,100	
令和5年度	13,600	
令和4年度	13,600	

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

## 6. 現地確認可能日時

平日 9時～16時（大型車での来校はご遠慮下さい。来校時には事務室に来校目的等お伝えください。）

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育 - 17）

施設名称：名古屋市立西陵高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

## 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-17	冰菓	西区児玉二丁 目20番65号	(名古屋市立西 陵高等学校 校)北棟出入 口ホール横E	1台	0.99m <sup>2</sup> (幅1.1m×奥行 0.9m)

\* 詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

## 2. 契約担当課及び施設担当課 \*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222(担当:藤田)

施設担当課 西陵高等学校 電話052-521-5551(担当:事務室 澤田、生徒会部 船戸)

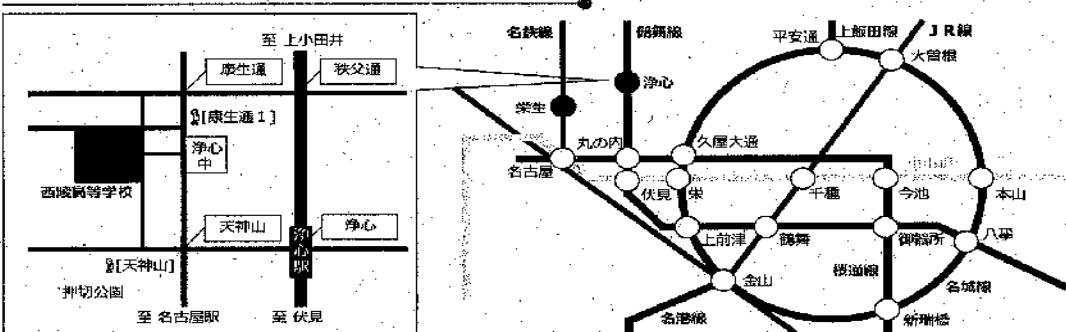
#### \* お問い合わせ先について

お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

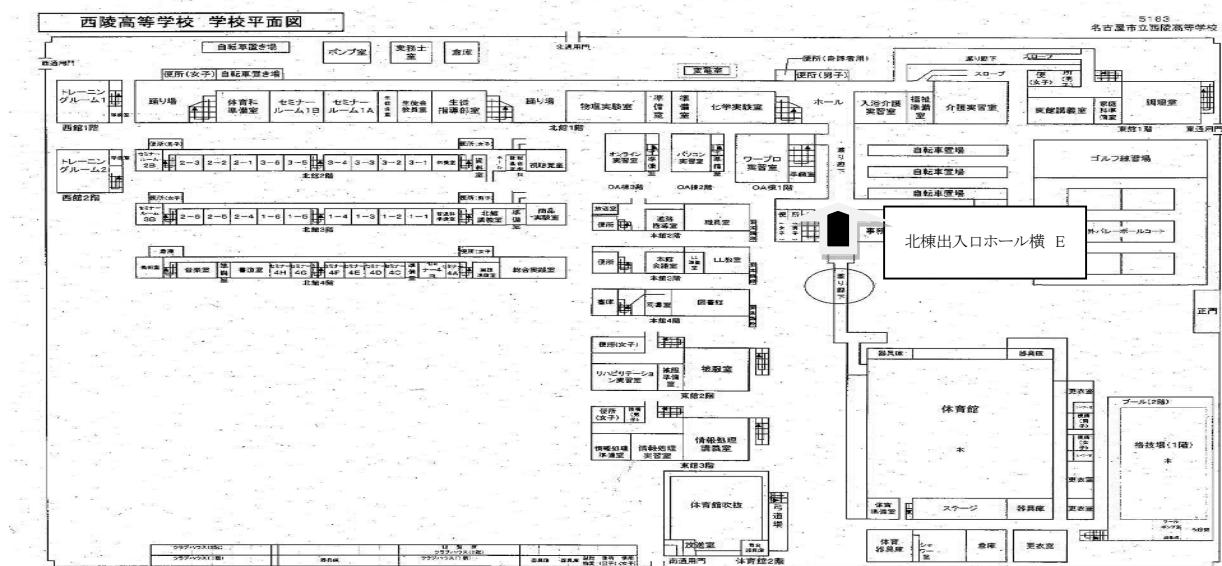
### 〈現地案内図〉

## 本校へのアクセス



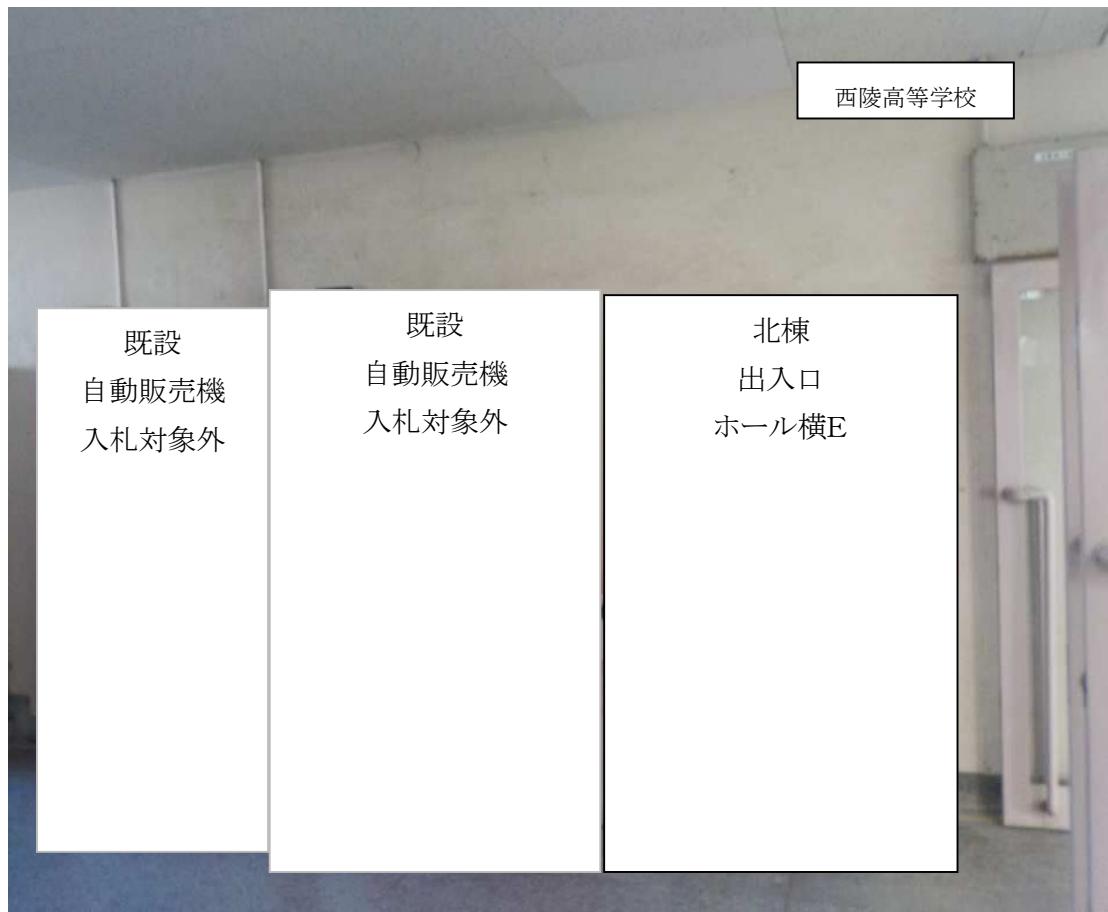
- 浄心駅（6番出口）から徒歩10分
  - 名古屋駅から市バス8分→天神山から徒歩6分
  - 名古屋駅から市バス12分→康生通1から徒歩3分
  - JR・名鉄線
  - 栄生駅から市バス5分→康生通3から徒歩5分
  - 栄生駅から自転車10分

〈設置箇所詳細図〉



〈設置箇所写真〉(全体写真び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

1台（既存自販機なし）

### 4. 特記仕様

- (1) 設置は賃貸人と協議の上、契約締結日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
- (2) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円安い価格設定とすること。
- (3) 外形寸法は、W 1,100mm × D 900mm × H 1,900mm以内とすること。
- (4) 自動販売機の稼働時間は、学校側が指定する稼働時間表に沿ったものとすること。
- (5) 販売品目等については、学校側の意向に沿って要望を聞き入れること。  
また、品目の変更についても同様の扱いとする。
- (6) 回収ボックスは学校側の指定する場所に設置すること。
- (7) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が営業開始日より可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて設置者の負担とする。
- (8) 設置に必要な電気工事を、電気関係法令に従い、下記に定める施工内容に基づき賃借人が施工すること。なお、貸付期間満了後は、賃貸人が認める場合を除き、原状回復のうえ賃借人が撤去するものとし、賃貸人に對し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、新規の自動販売機の設置であり、付近には専用電気設備がないため電気配線

及び専用コンセント口設置等の工事が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき賃借人の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、賃貸人が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、賃貸人に対し有益費等の請求はできない。また、既存の電気設備の不備等があってもその補修や費用負担を賃貸人に求めるることはできない。

#### ＜施工内容＞

- ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること。
- イ 単独引込もしくは既設分電盤より電源を取り、自動販売機の直近に漏電遮断器、一口コンセント（単層100V15Aアース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を設置すること。また、電力量計は7年に1回検定を受けること。
- ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。
- エ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被覆すること。
- オ 屋外配線を行う場合は、金属製の電線管により直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。
- カ ブレーカー、コンセント、電力量計には、防雨対策を講じて設置すること。
- キ 屋外配管等は塗装すること。
- ク 工事完了時に電気保安委託法人の検査を受けること。
- ケ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- コ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。
- サ 工事中に発生した事故等は、一切賃借人の責任において解決するものとする。
- シ 廃材等は、全て賃借人の責任において処分するものとする。
- ス 関係法令を遵守のうえ施工すること。
- セ 工事の施工にあたっては、作業日程等事前に賃貸人の施設担当者と打ち合わせを行い、学校運営に支障のないよう実施すること。高校生が利用する施設であるため、必要であれば、柵などで囲う、注意喚起の案内板を設置するなど、安全確保に努め、事故防止対策を徹底すること。
- ソ その他工事の詳細については、賃貸人の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また、明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は賃貸人の施設担当者の指示による些細な変更等については、これを施工すること。

## 5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 94名(令和7年5月現在)
- (2) 当該施設の学生数 702名(令和7年5月現在)  
(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

## 6. 現地確認可能日時

平日 9 時～16 時 (大型車での来校はご遠慮下さい。来校時には事務室に来校目的等お伝えください。)

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育-18）

### 施設名称：名古屋市立名古屋商業高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

#### 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-18	清涼 飲料水	千種区 自由ヶ丘二丁目 11番48号	(名古屋商業 高等学校) 校舎棟1階 ラウンジB	1台	0.9m <sup>2</sup> (幅1.2m×奥行 0.75m)

\* 詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照下さい。

#### 2. 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222(担当:藤田)

施設担当課 名古屋商業高等学校 電話052-751-6111(担当:山登)

#### \*お問い合わせ先について

お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

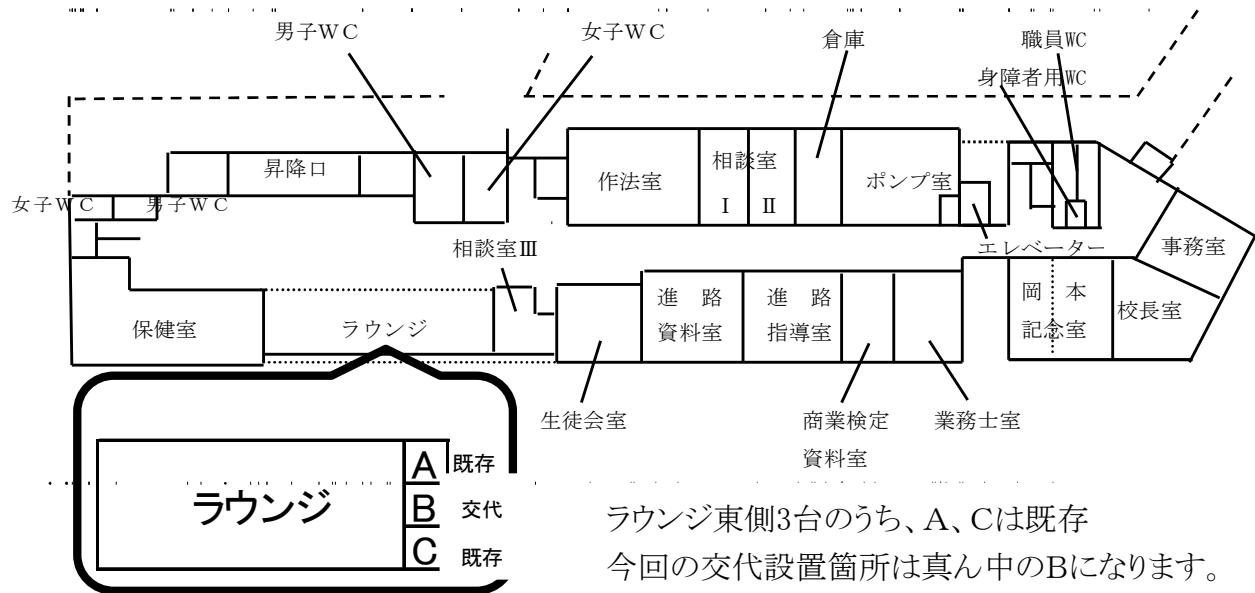
お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の 状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

#### 〈現地案内図〉



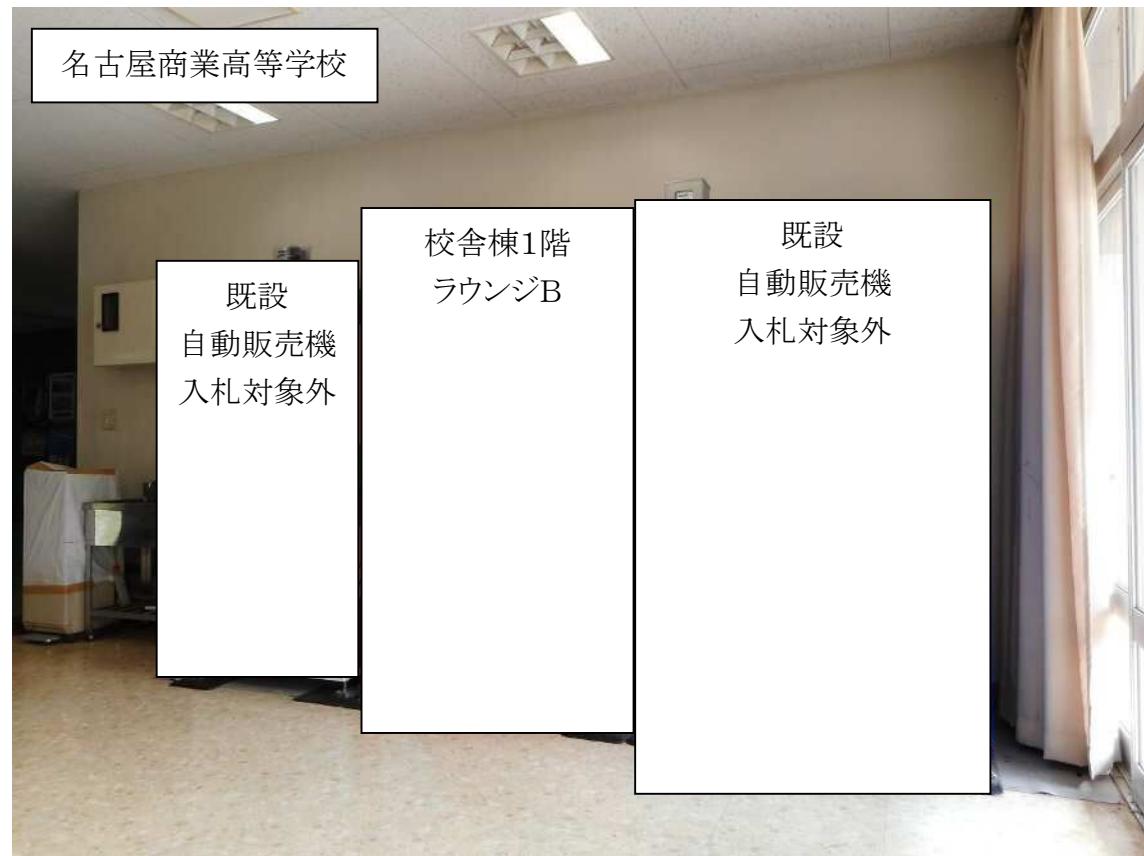
〈設置箇所詳細図〉

## 校舎棟・管理棟 1F



〈設置箇所写真〉(全体写真及び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

1台（既存自動販売機から交代設置1台）

### 4. 特記仕様

- (1) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。
- (2) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円以上安い価格設定とすること。
- (3) 外形寸法は、W1,200mm×D750mm×H1,900mm以内とすること。
- (4) 自動販売機の稼働時間は、原則として下記の稼働時間表に沿ったものとし、学校の行事予定等にしたがって、随時、すみやかに変更すること。

平 日	8:00～8:25、12:40～13:10、15:20～19:00
学校休業日	8:00～19:00

- (5) 回収ボックスは、学校側の指定する場所に設置し、使用済み容器を毎週定期的に回収、周辺の清掃を行うこと。

回収時は、生徒が校内に持ち込んだ他社商品の使用済み容器（缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど）も無償で回収すること。

- (6) 販売品目等については、学校側の意向に沿って要望を聞き入れること。また、品目の変更についても同様の扱いとする。
- (7) 商品の品切れがないよう留意すること。

- (8) 災害発生時の応援として、賃貸人が飲料の供給を必要と判断したときは、賃貸人が設置する災害対策本部の指示に基づき、賃借人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被災者に対して無償で提供すること。また、賃借人は賃貸人と協議のうえで必要に応じた数を随時無償で追加提供すること。ただし、追加数の上限は、3,000 本とする。
- (9) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて設置者の負担とする。

## 5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 72 名(令和 7 年 5 月現在)  
 (2) 当該施設の学生数 825 名(令和 7 年 5 月現在)  
 (3) 令和 7 年度及び過去 3 年間の契約金額

・教育- 18

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和 7 年度	60,010 円	・市価より 20 円以上安価
令和 6 年度	56,100 円	
令和 5 年度	56,100 円	
令和 4 年度	56,100 円	

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

## 6. 現地確認可能日時

平日 9 時～11 時 (大型車での来校はご遠慮下さい。来校時には事務室に来校目的等お伝えください。)

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育-19、教育-20、教育-21）

### 施設名称：名古屋市立工業高等学校

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

### 1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-19	清涼 飲料水	中川区 北江町 3丁目13番地	(工業高等学校) 北実習棟東側a	1台	1.40m <sup>2</sup> (幅1.4m×奥行 1.0m)
教育-20	清涼 飲料水	中川区 北江町 3丁目13番地	(工業高等学校) 北実習棟東側b	1台	1.40m <sup>2</sup> (幅1.4m×奥行 1.0m)
教育-21	清涼 飲料水	中川区 北江町 3丁目13番地	(工業高等学校) 体育館棟1階西 側出入口前e	1台	1.40m <sup>2</sup> (幅1.4m×奥行 1.0m)

\*詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照下さい。

### 2. 契約担当課及び施設担当課\*

契約担当課 教育委員会学校施設課 電話052-972-3222(担当:藤田)

施設担当課 工業高等学校 電話052-361-3116(担当:長谷川)

### \*お問い合わせ先について

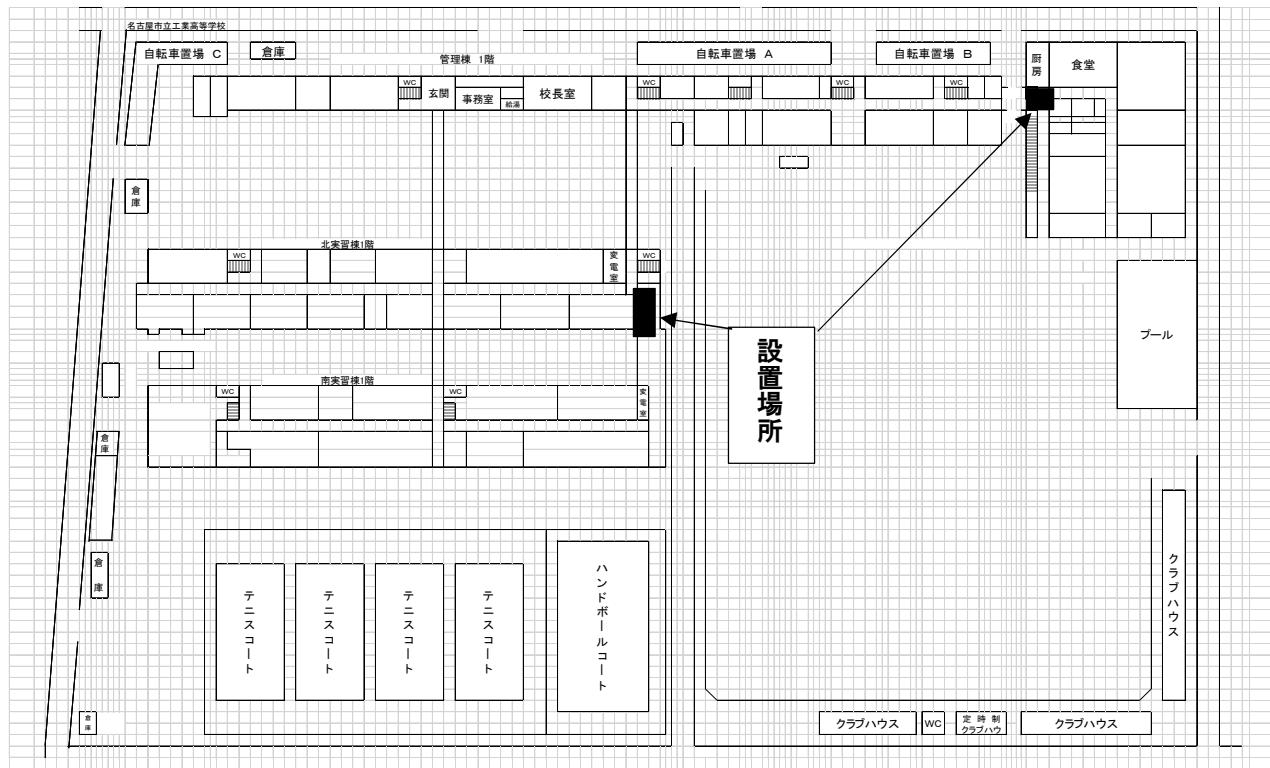
お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般・契約に関すること	上記契約担当課
物件別特記仕様書及び施設の設置場所の 状況等に関すること	上記施設担当課
マナカ対応に関すること	交通局営業統括部営業課事業推進担当 (TEL:052-972-3927)

〈現地案内図〉



### 〈設置箇所詳細図〉



### ＜設置箇所写真＞(全体写真及び接近写真)





### 3. 自動販売機設置台数

3台（既存自動販売機から交代設置3台）※入札は1台ごとに行います。

#### 4. 特記仕様

- (1) この物件については、3台のうち最大3台まで希望する台数をそれぞれ入札できる。
  - (2) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となつた場合においても、賃借人は賃付料の減免又は返還を求めるることはできない。
  - (3) 販売価格は、学生の利用を勘案し、市価より20円以上安い価格設定とすること。
  - (4) 販売は、缶及びペットボトル製品のみに限定し、紙、ビンの販売は禁止すること。
  - (5) 外形寸法は、W1400mm×D1000mm×H1900mm以内とすること。
  - (6) 自動販売機の稼働時間は、学校側が指定する稼働時間表に沿つたものとすること。
  - (7) 販売品目等については、学校側の意向に沿つて要望を聞き入れること。
- また、品目の変更についても同様の扱いとする。
- (8) 回収ボックスは学校側の指定する場所に設置するとともに、回収ボックスに入りきらなくなつた場合の学校対応用に使用するためビニール袋を毎月20枚程度提供すること。
  - (9) 使用済みの容器の回収（学校側が回収した容器を含む。）は、必要な頻度（金曜日を含む週当たり3回以上）回収すること。
  - (10) 災害発生時の応援として、賃貸人が飲料の供給を必要と判断したときは、賃貸人が設置する災害対策本部の指示に基づき、賃借人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被災者に対して無償で提供すること。また、賃借人は賃貸人と協議のうえで必要に応じた数を隨時無償で追加提供すること。ただし、追加数の上限は、3,000本とする。
  - (11) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が営業開始日より可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて設置者の負担とする。

#### 5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 108名（令和7年5月現在） ※全日制・定時制の合計数
- (2) 当該施設の学生数 803名（令和7年5月現在） ※全日制・定時制の合計数
- (3) 令和7年度及び過去3年間の契約金額

・教育-19

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和7年度	48,400	・市価より20円以上安価 ・缶及びペットボトル製品のみ
令和6年度	48,400	
令和5年度	48,400	
令和4年度	48,400	

・教育-20

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和7年度	57,000	・市価より20円以上安価 ・缶及びペットボトル製品のみ
令和6年度	54,500	
令和5年度	54,500	
令和4年度	54,500	

・教育-21

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和 7 年度	43,080	・市価より 20 円以上安価 ・缶及びペットボトル製品 のみ
令和 6 年度	43,080	
令和 5 年度	43,080	
令和 4 年度	43,080	

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

**6. 現地確認可能日時**

平日 9 時～17 時（大型車での来校はご遠慮下さい。来校時には事務室に来校目的等お伝えください。）

## 物件別特記仕様書（物件番号 教育-22）

### 施設名称：名古屋市立笹島小中学校第2グラウンド

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

#### 1 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
教育-22	清涼飲料水	中村区 名駅三丁目 1702番1	第2グラウンド南側 B	1台	1.2m <sup>2</sup> (幅1.2m×奥行1.0m)

\*詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照下さい。

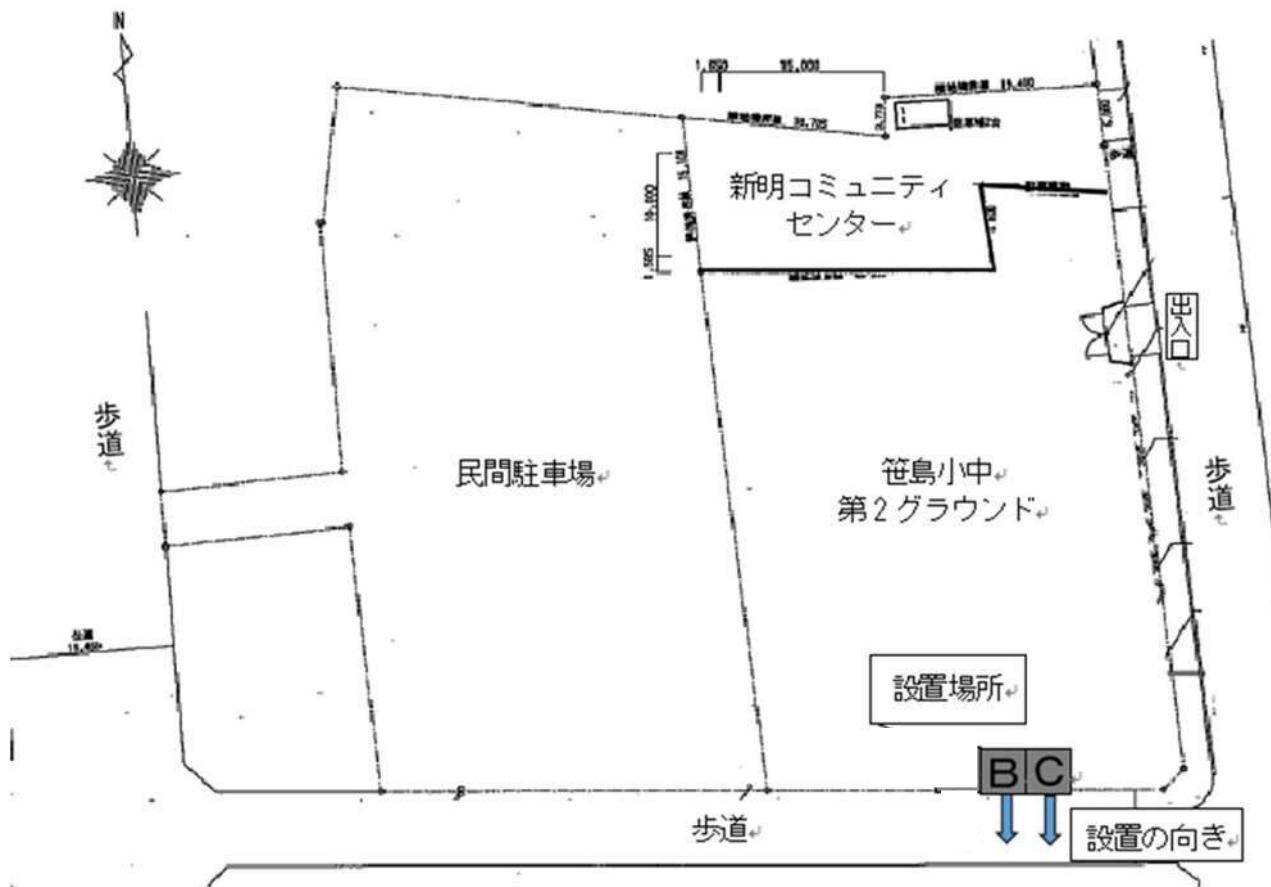
#### 2 契約担当課及び施設担当課\*

教育委員会学校施設課 電話052-972-3222（担当：藤田）

〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉



〈設置箇所写真〉



### 3 自動販売機設置台数

1台（既存自動販売機から交代設置1台）

### 4 特記仕様

- (1)既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。
- (2)自動販売機はグラウンドの南側歩道に向けて設置すること。
- (3)グラウンド内には電気を供給できる施設や設備はないため、自動販売機の管理に要する電気については、設置事業者が電力会社と契約を締結したうえで供給し、電気料金を負担すること。また、必要な電気工事等についても設置事業者がその費用負担をもって行うこと。
- (4)名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が営業開始日より可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて設置者の負担とする。

### 5 参考

令和7年度及び過去3年間の契約金額

・教育-22

年度	契約金額(月額・円)
令和7年度	19,250
令和6年度	19,250
令和5年度	19,250
令和4年度	19,250

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

### 6 現地確認可能日時

グラウンドの外からはいつでも確認可能。

グラウンド内を確認する場合は、事前に必ず「2 契約担当課及び施設担当課」まで連絡をすること。 \*無断立ち入りはご遠慮ください。